

所定疾患施設療養費の算定状況

厚生労働省の規定に基づき、所定疾患施設療養費の算定状況について公表します。

令和5年度(令和5年4月～令和6年3月)

病名	件数	治療日数	治療内容
肺炎	13	86	抗生剤(点滴、内服)投与,レントゲン撮影、血液検査
尿路感染症	42	286	血液、尿検査 抗生剤(点滴、内服)投与 点滴による水分補給
带状疱疹	4	21	抗生剤(点滴、内服)血液検査
蜂窩織炎	8	68	抗生剤(点滴、内服)血液検査

令和4年度(令和4年4月～令和5年3月)

病名	件数	治療日数	治療内容
肺炎	14	143	抗生剤(点滴、内服)投与,レントゲン撮影、血液検査
尿路感染症	53	499	血液、尿検査 抗生剤(点滴、内服)投与 点滴による水分補給
带状疱疹	5	80	抗生剤(点滴、内服)血液検査
蜂窩織炎	3	24	抗生剤(点滴、内服)血液検査

令和3年度(令和3年4月～令和4年3月)

病名	件数	治療日数	治療内容
肺炎	16	129	抗生剤(点滴、内服)投与,レントゲン撮影、血液検査
尿路感染症	52	341	血液、尿検査 抗生剤(点滴、内服)投与 点滴による水分補給
带状疱疹	0	0	抗生剤(点滴、内服)血液検査
蜂窩織炎	4	31	抗生剤(点滴、内服)血液検査

算定条件

- 1.所定疾患施設療養費は、肺炎等により治療を必要とする状態となった入所者に対し、治療管理として投薬、検査、注射、処置行われた場合に、1回に連続する10日を限度とし、月1回に限り算定するものであって、1月に連続しない1日を7回算定することは認められないものであること。
- 2.所定疾患施設療養費と緊急時施設療養費は同時に算定することはできないこと。
- 3.所定疾患施設療養費の対象となる入所者の状態は次の通りであること。

- イ.肺炎
- ロ.尿路感染症
- ハ.帯状疱疹(抗ウイルス剤の点滴注射を必要とする場合に限る)
- ニ.蜂窩織炎

4. 算定する場合にあつては、診断名、診断を行った日実施した投薬、検査、注射、処置の内容等を診察録に記載しておくこと。
5. 請求に際して、診断、行った検査、治療内容等を記載すること。
6. 当該加算の算定開始後は、治療の実施状況について公表することとする。